「新しい岩手県史編さん基本方針（仮称）」（素案）

資　料　2

第1　趣旨

この基本方針は、新しい岩手県史（以下「新県史」という。）の編さん、刊行、周知・浸透及び利活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2　基本姿勢

新県史の編さんは、様々な社会情勢の変化を踏まえ、岩手県に関わる人々（以下「県民」という。）の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、多種多様な資料を調査・収集し、多面的かつ多角的な視点で進める。

第3　目的

1　岩手県の歩みや社会・県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、幅広い世代に伝え残す。
2　岩手県の歴史に対する県民一人ひとりの理解と関心を深めるとともに、未来を考え、地域課題の解決や地域づくりに生かす知的資源とする。
3　岩手県に係る多種多様な歴史資料を県民共有の財産として後世に継承する。
4　岩手県の学術及び教育・文化の振興や地域課題の解決及び地域づくりに寄与するとともに、歴史に関わる人材を幅広く育成する。

第4　方針

1　岩手県の変遷を東北地域や国内外の歴史の中で相対的に捉え、地域の特色を示すとともに、県民のくらしの歩みに着目し、それに立脚して叙述する。
2　できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育をはじめとする幅広い分野で積極的に活用されるものとする。
3　市町村等との緊密な連携の下、県内外に所在する多様な資料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示す資料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止、利活用及び発信に取り組む。
4　最新の学術的調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術水準を保つものとする。
5　市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築し、編さんを通じて、歴史研究や資料の保存・活用、伝統文化の継承や地域貢献の活動などを担う人材の育成に資するものとする。

第5　構成

新県史の編さんは、旧石器時代から現代までの、先史、古代、中世、近世、近代、現代、民俗の各分野を対象とし、通史及び資料編並びに別編その他で構成する。

第6　期間

新県史の編さんに要する期間は、令和９年度から令和28年度までの20年間を目途とする。

第7　計画

新県史の編さんに当たっては、概ね５年ずつ４期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行う。

第8　組織

1　新県史の編さんに関する重要事項を検討するため、新しい岩手県史編さん委員会を置く。
2　新県史の編さんに関する企画、編集、調整等を行うため、各専門部会の正副部会長で構成される新しい岩手県史編さん編集会議を置く。
3　新しい岩手県史編さん編集会議による編集方針に基づき、専門分野における新県史の編さんに必要な資料の調査、執筆、編集及び普及・広報活動等を行うため、専門的知識を有する学識者等で構成される新しい岩手県史編さん専門部会を置く。
4　新しい岩手県史編さん専門部会は、先史、古代、中世、近世、近代、現代、民俗の７部会とする。
5　庁内に新しい岩手県史編さん事務局を設け、新県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正及び編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。

第9　情報提供

新県史の編さんに対する県民の理解と協力を得るため、編さん期間を通して普及・広報活動に取り組む。
1　ホームページの公開やニュースレターの発行などにより、編さんの進捗状況や調査研究の成果、県民から寄せられた情報等を広く県民に周知する。
2　講演会やワークショップの実施など、市町村や関係機関等と連携し、県民の歴史への関心を深める機会の創出に努める。

第10　その他

この基本方針に定めるもののほか、新県史の編さんに関して必要な事項は別に定める。

解説版

「新しい岩手県史編さん基本方針（仮称）」

（素案）

第１　趣旨
第２　基本姿勢
第３　目的
第４　方針
第５　構成
第６　期間
第７　計画
第８　組織
第９　情報提供
第10　その他

第1　趣旨

この基本方針は、新しい岩手県史（以下「新県史」という。）の編さん、刊行、周知・浸透及び利活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

考え方

- 現行県史とは異なる「**新しい岩手県史の編さん」に取り組む**ことを明確化
- **「編さん」のみでなく、「刊行、周知・浸透、利活用」までを含めた基本方針**である旨を明記

第2　基本姿勢

新県史の編さんは、様々な社会情勢の変化を踏まえ、岩手県に関わる人々（以下「県民」という。）の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、多種多様な資料を調査・収集し、多面的かつ多角的な視点で進める。

考え方

- **人口減少をはじめとする「様々な社会情勢の変化」を踏まえる**ことを明記
- **「県民」**について、交流人口の増加等を踏まえ、居住地や出身地等は無関係に、**幅広く対象を捉える「岩手県に関わる人々」と定義**
- **県民全体で共有・作成していく新県史**として、**「県民の幅広い参画」**の視点を明確化
- **市町村史等の内容の進展を確実に反映**し、**「市町村及び関係機関と連携」して資料の調査・収集・保全等を図る**視点を明確化
- 文字資料のほか、写真資料や音声データ、デジタル化されたデータなど、**「様々な媒体の資料を調査・収集」し、複合的に活用**する視点を明確化
- 時代を超えてつながる資料や県域を越えて関連する資料などを用い、**「広い時間軸と地域的視野を持った様々な角度」から調査**していく視点を明確化

第3　目的

1　岩手県の歩みや社会・県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、幅広い世代に伝え残す。
2　岩手県の歴史に対する県民一人ひとりの理解と関心を深めるとともに、未来を考え、地域課題の解決や地域づくりに生かす知的資源とする。
3　岩手県に係る多種多様な歴史資料を県民共有の財産として後世に継承する。
4　岩手県の学術及び教育・文化の振興や地域課題の解決及び地域づくりに寄与するとともに、歴史に関わる人材を幅広く育成する。

考え方
第１項関係 ・　地域の歴史や文化、そこで暮らしてきた人々の記憶など、**様々な角度から歴史を記述**し、**確かな形で残し**、子どもを含む「**全ての世代に継承**」していくことを明確化
第２項関係 ・　「**県民一人ひとりが歴史の担い手**」であるとの認識を育み、**歴史を「地域課題の解決や地域づくりに生かす」視点**を明確化
第３項関係 ・　**人口減少により社会が大きく変動**することなどを念頭に、「**様々な情報媒体で記録・保存」する必要性**を明確化
第４項関係 ・　「**学術的な基礎資料**」としての役割から、「**児童・生徒・学生が岩手を考える際の教育・文化の題材**」となる役割まで、**県史が担う幅広い役割**を明確化 ・　「**地域課題の解決」や「地域づくり」に生かす**視点を明確化 ・　県史編さんを通し、**歴史研究をはじめ、「歴史に関係する分野の人材を幅広く育成**」していくことを明確化

第4　方針

1　岩手県の変遷を東北地域や国内外の歴史の中で相対的に捉え、地域の特色を示すとともに、県民のくらしの歩みに着目し、それに立脚して叙述する。
2　できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育をはじめとする幅広い分野で積極的に活用されるものとする。
3　市町村等との緊密な連携の下、県内外に所在する多様な資料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示す資料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止、利活用及び発信に取り組む。
4　最新の学術的調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術水準を保つものとする。
5　市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築し、編さんを通じて、歴史研究や資料の保存・活用、伝統文化の継承や地域貢献の活動などを担う人材の育成に資するものとする。

考え方
第１項関係 ・　**岩手県の歴史を「東北地域や国内外の歴史との関係から相対的に捉え、その特色を明らかにする」**ことを明確化 ・　**「地域で暮らしてきた人々の視点」**から**地域の歴史や文化、記憶を確かな形で残す**ことを明確化
第２項関係 ・　一人ひとりが理解し、共有できる県史となるよう、**「分かりやすく記載」**するとともに、**「デジタル技術など多様な媒体の整備」を見据える**ことを明確化 ・　**学習や教育の場**を含め、**「広く県民が使いやすい県史」**とすることを明確化
第３項関係 ・　文字・写真史資料、音声・デジタル化されたデータなど、**「様々な媒体の資料を収集」**するとともに、その**「保全を図りながら後世に残す」**ことを明確化 ・　**地域の特色を捉えた資料**を、**「各地域の地理的特性に着目して収録」**していくことを明確化
第４項関係 ・　**資料の「出典・記述根拠を明示」**することを明確化 ・　県の公式記録である**「県史に適した学術水準を満たす」**ことを明確化
第５項関係 ・　**「多くの県民が編さんに携わる体制を構築」**し、**「歴史研究や資料の保存・活用」**等に加え、**「伝統文化の継承や地域貢献の活動などを担う人材の育成」に資する**ものとすることを明確化

第5　構成

新県史の編さんは、旧石器時代から現代までの、先史、古代、中世、近世、近代、現代、民俗の各分野を対象とし、通史及び資料編並びに別編その他で構成する。

考え方
・**始期**：下記理由から、**「旧石器時代から現代」の「全時代」を対象**とする ・**終期**：社会や価値観は日々大きく変化しており、事後の歴史的評価も踏まえる必要があることから、基本方針策定時点においては**「現代の終期の区切りは明確に定めない」**こととする ・**分野**：現行県史の分野を基本とした上で、**新たに「現代」を設定**するほか、**旧石器時代を区分する時代名は「先史」**となること等を考慮し、**「①先史、②古代、③中世、④近世、⑤近代、⑥現代、⑦民俗」**とする ・**資料編**：時々の解釈に左右されない**基礎資料を翻刻、掲示する「資料編」を作成する** ・**別編その他**：現行県史同様、**「年表」などを「別編その他」として作成する**

（**全時代を対象とする理由**）

- **1970年代以降の大規模発掘調査成果等を踏まえた考古学研究の進展**により、**各時代の個々の文化財の位置付けが大きく更新**されていること
- **平成23年以降の３つの世界文化遺産登録**を通して、縄文時代、平安時代、江戸・明治時代における**各遺跡・文化の位置付けが大きく更新**されていること
- **現代史における大きな歴史の転換点である東日本大震災津波の教訓と記録の継承**と併せて、これまで繰り返されてきた**過去の自然災害と、それに向き合ってきた県民の歩みを歴史的な経過の中で明らかにする**必要があること
- **現行県史には、資料の所在や解説等を収録した資料編がない**ことから、**旧石器時代から現代までの全時代を対象とする資料を幅広く収集した上で、新たに資料編を作成**することにより、通史の記述根拠を明確にして後から検証可能な状況にするとともに、資料の所在や保存状況を把握して散逸防止につなげるほか、県民や教育現場において分かりやすく、活用しやすいものとすることが必要であること
- **県内全市町村において市町村史が刊行**されているが、**全て、現行県史の刊行後に編さん**されたものであるほか、**花巻市、北上市及び遠野市**において、現在、**先史から現代までを対象とする市史の編さんが進められる**など、**市町村史の編さんが進展**していることから、県史編さんにはこれらの成果も反映していく必要があること

第6　期間

新県史の編さんに要する期間は、令和９年度から令和28年度までの20年間を目途とする。

考え方

・　**各分野**について、**資料調査、資料編の作成、通史の作成と順次進める**ことを想定し、一般的に、**資料調査に５～８年、資料編及び通史の執筆から刊行までに約５～10年**を要することから、**旧石器時代から現代までの全時代の編さんに要する期間**として、**20年間程度**と想定

第7　計画

新県史の編さんに当たっては、概ね５年ずつ４期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行う。

考え方

20年間を「４期に区分」し、概ね「**５年間を一つの管理単位**」とした**実施計画を専門部会ごとに策定**した上で、**毎年度の実績や到達度を検証しながら「進捗管理を行うとともに、必要に応じて実施計画を見直す」**旨を明記

第８　組織

１　新県史の編さんに関する重要事項を検討するため、新しい岩手県史編さん委員会を置く。
２　新県史の編さんに関する企画、編集、調整等を行うため、各専門部会の正副部会長で構成される新しい岩手県史編さん編集会議を置く。
３　新しい岩手県史編さん編集会議による編集方針に基づき、専門分野における新県史の編さんに必要な資料の調査、執筆、編集及び普及・広報活動等を行うため、専門的知識を有する学識者等で構成される新しい岩手県史編さん専門部会を置く。
４　新しい岩手県史編さん専門部会は、先史、古代、中世、近世、近代、現代、民俗の７部会とする。
５　庁内に新しい岩手県史編さん事務局を設け、新県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正及び編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。

考え方
全体 ・　「**編さん委員会・編集会議・専門部会の三層構造**」の組織体制を想定
第１項関係 ・　**重要事項の検討**を担う「**編さん委員会**」の設置を明記
第２項関係 ・　**企画、編集、調整**等を担う「**編集会議**」の設置を明記 ・　委員構成の内訳は「**各専門部会の正副部会長**」と明記
第３項関係 ・　**専門分野における資料の調査、執筆、編集**等に加え、**普及・広報活動**も担う「**専門部会**」の設置を明記 ・　委員構成の内訳は「**専門知識を有する学識者等**」と明記
第４項関係 ・　「構成」と連動した「**７部会**」の設置を明記
第５項関係 ・　「**事務局体制**」を明記

※ 岩手県における組織体制イメージは次ページのとおり

≪岩手県における組織体制イメージ≫

編さん委員会

【役割】重要事項の検討・決定、全体の進捗管理など

【構成】委員長、副委員長、委員で構成
委員は、各部会長のほか、経済・産業団体、報道機関、地域史・文化関係団体、教育機関、市町村会の代表者などを想定

【人数】18名程度（委員長１名、副委員長１名、部会長７名、関係団体９名程度）

編集会議

【役割】企画、編集総括、専門部会間の調整など

【構成】委員は、専門部会の各部会の部会長及び副部会長を想定

【人数】14名程度（部会長及び副部会長２名×７部会）

専門部会（７部会）

- 先史部会
- 古代部会
- 中世部会
- 近世部会
- 近代部会
- 現代部会
- 民俗部会

【役割】資料の調査、執筆、編集、普及・広報活動など（７部会共通）

【構成】各分野の専門的知識を有する学識者等で構成

【人数】各８名程度

第9　情報提供

新県史の編さんに対する県民の理解と協力を得るため、編さん期間を通して普及・広報活動に取り組む。

1　ホームページの公開やニュースレターの発行などにより、編さんの進捗状況や調査研究の成果、県民から寄せられた情報等を広く県民に周知する。

2　講演会やワークショップの実施など、市町村や関係機関等と連携し、県民の歴史への関心を深める機会の創出に努める。

考え方
本文関係 ・　**新県史編さんへの県民の理解と協力を得る**ため、「**普及・広報活動**」に取り組むことを明確化
第１項関係 ・　**編さんの途中経過や成果、様々な情報**を、「**ホームページ上での公開やニュースレターの発行等を通して、積極的に発信**」していくことを明確化
第２項関係 ・　**市町村や関係機関との連携**の下、「**講演会やワークショップなどを実施**」していくことを明確化

第10　その他

この基本方針に定めるもののほか、新県史の編さんに関して必要な事項は別に定める。

考え方
・　「**基本方針に定める事項以外の必要な事項**」の取扱いを規定